農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成２９年３月３０日

南越前町長　岩倉　光弘

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
　合波・大門
２．協議の結果を取りまとめた年月日
　平成２９年３月２７日
３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
　経営体数

法人	０経営体
個人	１経営体
集落営農（任意組織）	１組織

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
　・担い手はいるが十分ではない。
５．将来の農地利用のあり方
　・担い手に集積・集約化する
６．農地中間管理機構の活用方針
　・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
　・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
７．地域農業の将来のあり方
　・中心経営体が引き続き効率的な農業経営ができるよう農地集積を図りながら、農地保全の体制強化に努めていく。